

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月10日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
新潟南警察署	白根中央交番	新潟市南区戸頭	新潟市南区のうち鯨潟、鯨潟1丁目、神屋、小坂、七軒、七軒町、十五間、上下諏訪木、白根、白根東町1丁目、白根魚町、白根水道町、白根ノ内七軒、白根日の出町、白根古川、白根四ツ興野、親和町、杉菜、助次右エ門組、戸頭、能登、能登1・2丁目、平成町、保坂、和泉、浦梨、上木山、櫛笥、下木山、蔵主、田尾、田中、天王新田、鍋潟、平潟、平潟新田、万年、赤渋、朝捲、白井、上浦、小蔵子、下八枚、新生町1・2・3丁目、戸石、中小見、中山、西笠巻、引越、堀掛	新潟南警察署	署所在地		新潟市南区のうち鯨潟、鯨潟1丁目、神屋、小坂、七軒、七軒町、十五間、上下諏訪木、白根、白根東町1丁目、白根魚町、白根水道町、白根ノ内七軒、白根日の出町、白根古川、白根四ツ興野、親和町、杉菜、助次右衛門組、戸頭の一部、能登、能登1・2丁目、平成町、保坂
(略)				(略)			
				平潟新田駐在所	新潟市南区平潟新田		新潟市南区のうち和泉、浦梨、上木山、櫛笥、下木山、蔵主、田尾、田中、天王新田、戸頭、鍋潟、平潟、平潟新田、万年
(略)				(略)			
				白井駐在所	新潟市南区白井		新潟市南区のうち赤渋、朝捲、白井、上浦、小蔵子、下八枚、新生

	大鷲駐在所	(略)	新潟市南区のうち天野、犬帰新田、獺ヶ通、大郷、西笠巻新田、西酒屋、東笠巻、東笠巻新田、鷲ノ木新田		
		(略)			
	(略)				

					町1・2・3丁目、戸石、中小見、中山、西笠巻、引越、堀掛
	大鷲駐在所	(略)	新潟市南区のうち犬帰新田、獺ヶ通、大郷、西笠巻新田、西酒屋、東笠巻、東笠巻新田、鷲ノ木新田		
		(略)			
	(略)				

附 則

この規則は、令和5年1月16日から施行する。